

○陸前高田市民文化会館条例施行規則

昭和40年11月19日

規則第26号

改正 昭和42年5月25日規則第25号

昭和43年3月19日規則第16号

昭和60年3月30日規則第21号

昭和61年3月31日規則第5号

昭和63年3月31日規則第5号

平成3年3月29日規則第10号

平成3年9月30日規則第23号

平成6年9月28日規則第32号

平成11年7月30日規則第13号

令和元年12月11日規則第28号

令和3年3月25日規則第6号

令和6年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、陸前高田市民文化会館条例(昭和40年条例第30号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第7条第1項前段の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとする者は、陸前高田市民文化会館使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を、市民文化会館を使用しようとする日の12月前から5日前までに市長(条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が市民文化会館を管理する場合にあっては、指定管理者。第5条第1項及び第7条第2項において同じ。)に提出しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の交付)

第3条 市長は、使用許可をしたときは、陸前高田市民文化会館使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）により、許可をしないときは、陸前高田市民文化会館使用不許可書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（使用許可書の提示）

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市民文化会館を使用しようとするときは、職員に使用許可書を提示しなければならない。

（使用許可に係る事項の変更等）

第5条 使用者は、条例第7条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとするときは、陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、変更を許可したときは、陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）許可書（様式第5号）により、変更を許可しないときは、陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）不許可書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（使用許可の取消し）

第6条 市長は、条例第9条の規定により使用許可の取消しをするときは、陸前高田市民文化会館使用取消通知書（様式第7号）を使用者に交付して行うものとする。

（使用料の減免）

第7条 条例第11条に規定する使用料（指定管理者が市民文化会館を管理する場合にあっては、利用料金。以下同じ。）を減額し、又は免除することができる場合は、次に掲げる場合とし、その額は、当該各号に定める額とする。

（1） 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 全額

（2） 市内の小学校、中学校、高等学校及び教育・保育施設が教育活動又は保育活動のために使用する場合 全額

（3） 市が後援する行事に使用する場合（文化芸術の振興又は市民の交流の促進に資する事業その他公益事業のため使用するものと市長が認める場合に限る。）

2分の1

（4） 前各号に掲げる場合のほか、市長が公益上特別の理由があると認めた場合別に定める額

- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ使用許可申請書にその理由を記載して市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を使用許可書に記載して、申請者に通知するものとする。

(附属設備器具等の使用料)

第8条 条例別表に規定する附属設備器具等の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の還付)

第9条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その還付する額については当該各号に掲げるところによる。

- (1) 条例第12条第1号及び第2号の規定による事由により使用許可を取り消したとき 全額
- (2) 使用の3日前までに使用の取消しを申し出て、相当の事由があると認めたとき 100分の50の額

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年11月1日から適用する。
- 2 この規則の施行前になされた、会館の使用、その他の行為はこの規則の規定によってなされたものとみなす。

附 則 (昭和42年5月25日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和43年3月19日規則第16号)

この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日規則第21号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第5号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月31日規則第5号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 2 9 日規則第 1 0 号）

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 9 月 3 0 日規則第 2 3 号）

この規則は、平成 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 9 月 2 8 日規則第 3 2 号）

この規則は、平成 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 7 月 3 0 日規則第 1 3 号）

この規則は、平成 1 1 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 1 2 月 1 1 日規則第 2 8 号）抄
（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 2 5 日規則第 6 号）
（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 6 年 3 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

附属設備器具等の使用料

区分		器具名	単位	使用料（1 回につき）	備考
ホール	舞台設備	所作台（開帳場・化粧 框含む）	1 台	円 2, 0 0 0	
		松羽目	1 式	8 0 0	
		平台	1 台	5 0	
		開き足	1 脚	3 0	
		箱足	1 個	3 0	

	箱階段	1 台	3 0	
	高座用座布団	1 枚	1 2 0	
	長座布団	1 枚	1 2 0	
	緋毛氈	1 枚	1 2 0	
	地絨	1 枚	1, 0 0 0	
	紗幕	1 枚	6 0 0	
	上敷	1 本	1 2 0	
	バレエシート	1 式	1, 0 0 0	
	姿見	1 台	8 0	
	金屏風	1 台	1, 0 0 0	
	国旗	1 枚	1 5 0	
	市旗	1 枚	1 5 0	
	紅白幕	1 枚	1 0 0	
	プログラムスタンド	1 台	1 2 0	
	可搬式スクリーン	1 枚	6 0 0	
	音響反射板（ライト付）	1 式	2, 5 0 0	
	指揮者台	1 台	2 0 0	
	指揮者用譜面台	1 台	8 0	
	オーケストラ演奏者椅子	1 台	8 0	
	チェロ演奏者用椅子	1 台	8 0	
	コントラバス演奏者用椅子	1 台	8 0	
	譜面台	1 台	8 0	
	コンサート用ピアノ	1 台	7, 2 0 0	
	移動型ミキサー	1 式	1, 2 0 0	
	固定三点吊マイク	1 式	6 0 0	
	演台（花台、脇台付）	1 台	2 0 0	

	照明設備	パーライト	1 式	1 2 0	
		ストリップライト	1 式	1 6 0	
		ダブルゴボローター	1 式	2 2 0	
		スモークマシン	1 式	5 0 0	
		ミラーボール	1 式	3 0 0	
		ローアーホリゾントライト	1 式	6 0 0	
		フォローピンスポットライト	1 式	1, 3 0 0	
		第一ボーダーライト	1 式	5 0 0	
		第二ボーダーライト	1 式	5 0 0	
		第一サスペンションライト	1 式	1, 0 0 0	
		第二サスペンションライト	1 式	1, 0 0 0	
		第三サスペンションライト	1 式	1, 0 0 0	
		アッパーホリゾントライト	1 式	9 0 0	
		プロセニウムサスペンションライト	1 式	4 0 0	
		フロントサイドライト	1 式	8 0 0	
		シーリングライト	1 式	1, 0 0 0	
	映像・音響設備	ビデオプロジェクター	1 式	2, 0 0 0	
		移動スピーカー（大型）	1 式	1, 0 0 0	

		移動スピーカー（小型）	1 式	2 0 0	
その他		アップライトピアノ	1 台	3 2 0	
		デジタルピアノ	1 台	3 2 0	
		ドラムセット	1 組	1 , 0 0 0	
		ギターアンプ（アンプ一体型）	1 台	4 0 0	
		ギターアンプ（ヘッドアンプ・キャビネット）	1 組	1 0 0	
		ベースアンプ（ヘッドアンプ・キャビネット）	1 組	3 0 0	
		録音室機材一式	1 式	8 0 0	
		ポータブルPAシステム（マイク付き）	1 台	2 4 0	
		プロジェクタ	1 台	8 0 0	
		スクリーン	1 台	2 0 0	
		電気窯	1 台	2 , 0 0 0	
共通		ダイナミック型マイク クロホン	1 本	2 0 0	
		コンデンサー型マイク クロホン	1 本	3 2 0	
		デジタルワイヤレスマイク	1 台	6 0 0	
		司会者台	1 台	2 0 0	
		展示用パネル	1 台	8 0	
		持ち込み電気機器	1 kw につき	1 0 0	

備考 この表における使用料は、使用時間にかかわらず、1日1回として計算する。

様式第1号（第2条関係）

陸前高田市民文化会館使用許可申請書

年 月 日

陸前高田市長（指定管理者） 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話

陸前高田市民文化会館を使用したいので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第2条の規定により、次のとおり申請します。

使 用 目 的															
使 用 日 時 等		年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間・全日・時間													
使 用 施 設 名 等	施設名等	使 用 予 定 時 間				備 考		※ 使 用 料 （ 利 用 料 金 ）							
		～						区 分		金 額					
		～						施 設		円					
		～													
		～						附 属 設 備 器 具 等							
		～						次の理由により、使用料（利用料金）を減免願います。							
	特別の設備等							減免理由							
催 物 時 間 等	区分	開場	開演	終演	入 場 予定人員	入 場 料	徴収	有・無 営利目的 有・無		前 売 券	有・無	当 日 券	有・無		
	午前						金額	円			円	円			
	午後						その他								
	夜間														
	全日														
備 考											※ 参加人員		人		

1 ※印の欄には記入しないこと。

2 記入できない場合は、附表を添付すること。

（A4）

附 表
(施設)

施設等使用明細及び使用料（利用料金）内訳表

使用区分		時 間 区 分	使用料 (利用料金)	加算料金			延長料金 (1時間あたり)	計
				対象料金	率	加算額		
ホ ー ル	全 部	前・後・夜・全・時	円	円	%	円	円	円
	練 習	前・後・夜・全・時						
	準備等	前・後・夜・全・時						
	計							
大 楽 屋	全 室	前・後・夜・全・時						
	A	前・後・夜・全・時						
	B	前・後・夜・全・時						
小 楽 屋 1		前・後・夜・全・時						
小 楽 屋 2		前・後・夜・全・時						
ル ー ム 1	全 室	前・後・夜・全・時						
	A	前・後・夜・全・時						
	B	前・後・夜・全・時						
ル ー ム 2		前・後・夜・全・時						
ル ー ム 3		前・後・夜・全・時						
和 室 1		前・後・夜・全・時						
和 室 2		前・後・夜・全・時						
和 室 3		前・後・夜・全・時						
大 練 習 室		前・後・夜・全・時						
小練習室1		前・後・夜・全・時						
小練習室2		前・後・夜・全・時						
実 習 室 1		前・後・夜・全・時						
実 習 室 2		前・後・夜・全・時						
ホワイエ (1階)		前・後・夜・全・時						
ホワイエ (2階)		前・後・夜・全・時						
デ ッ キ		前・後・夜・全・時						
中 庭		前・後・夜・全・時						
合 計								

(附属設備器具等)

区分	器 具 名	使 用 料 (利 用 料 金)					加 算 料 金				
		単位	単 価	使用 数	使用 回数	小計	単 価	率	使用 数	使用 回数	小計
ホ 舞 台 設 備 ル	所作台 (開帳場・化粧框含む)	1台	円 2,000			円	円 2,000				円
	松 羽 目	1式	800				800				
	平 台	1台	50				50				
	開 き 足	1脚	30				30				
	箱 足	1個	30				30				
	箱 階 段	1台	30				30				
	高 座 用 座 布 団	1枚	120				120				
	長 座 布 団	1枚	120				120				
	緋 毛 氈	1枚	120				120				
	地 絨	1枚	1,000				1,000				
	紗 幕	1枚	600				600				
	上 敷	1本	120				120				
	バ レ エ シ ー ト	1式	1,000				1,000				
	姿 見	1台	80				80				
	金 屏 風	1台	1,000				1,000				
	国 旗	1枚	150				150				
	市 旗	1枚	150				150				
	紅 白 幕	1枚	100				100				
	プログラムスタンド	1台	120				120				
	可 搬 式 ス ク リ ー ン	1枚	600				600				
	音響反射板 (ライト付)	1式	2,500				2,500				
	指 揮 者 台	1台	200				200				
	指 揮 者 用 譜 面 台	1台	80				80				
	オーケストラ演奏者椅子	1台	80				80				
	チェロ演奏者用椅子	1台	80				80				
	コントラバス演奏者用椅子	1台	80				80				
	譜 面 台	1台	80				80				

照明設備	コンサート用ピアノ	1台	7,200				7,200				
	移動型ミキサー	1式	1,200				1,200				
	固定三点吊マイク	1式	600				600				
	演台（花台、脇台付）	1台	200				200				
	パーライト	1式	120				120				
	ストリップライト	1式	160				160				
	ダブルゴボローテーター	1式	220				220				
	スモークマシン	1式	500				500				
	ミラーボール	1式	300				300				
	ローアホリゾンライト	1式	600				600				
	フォローピンスポットライト	1式	1,300				1,300				
	第一ボーダーライト	1式	500				500				
	第二ボーダーライト	1式	500				500				
	第一サスペンションライト	1式	1,000				1,000				
	第二サスペンションライト	1式	1,000				1,000				
	第三サスペンションライト	1式	1,000				1,000				
	アッパーホリゾンライト	1式	900				900				
	プロセニウムサスペンションライト	1式	400				400				
	フロントサイドライト	1式	800				800				
	シーリングライト	1式	1,000				1,000				
映像・音響設備	ビデオプロジェクター	1式	2,000				2,000				
	移動スピーカー（大型）	1式	1,000				1,000				
	移動スピーカー（小型）	1式	200				200				
その他	アップライトピアノ	1台	320				320				
	デジタルピアノ	1台	320				320				
	ドラムセット	1組	1,000				1,000				
	ギターアンプ（アンプ一体型）	1台	400				400				

	ギターアンプ(ヘッドアンプ・キャビネット)	1組	100				100				
	ベースアンプ(ヘッドアンプ・キャビネット)	1組	300				300				
	録音室機材一式	1式	800				800				
	ポータブル PA システム (マ イ ク 付 き)	1台	240				240				
	プ ロ ジ ェ ク タ	1台	800				800				
	ス ク リ ー ン	1台	200				200				
	電 気 窯	1台	2,000				2,000				
共通	ダイナミック型マイクロホン	1本	200				200				
	コンデンサー型マイクロホン	1本	320				320				
	デジタルワイヤレスマイク	1台	600				600				
	司 会 者 台	1台	200				200				
	展 示 用 パ ネ ル	1台	80				80				
	持 ち 込 み 電 気 機 器	1 K w につき	100				100				
合 計											
使 用 料 総 計											

(A4)

様式第2号（第3条関係）

陸前高田市民文化会館使用許可書

年 月 日

様

陸前高田市長（指定管理者）



年 月 日付けで申請のあった陸前高田市民文化会館の使用を許可したので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第3条の規定により、次のとおり通知します。

許可番号		第 号													
使用目的															
使用日時等		年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間・全日・時間													
使用施設名等	施設名等	使用予定時間				備考		使用料（利用料金）							
		～						区 分				金 額			
		～						施 設				円			
		～													
		～						附属設備器具等							
		～													
	特別の設備等							合 計							
催物時間等	区分	開場	開演	終演	入場 予定人員	入場 料	徴収	有・無 営利目的 有・無		前 売 券	有・無	当 日 券	有・無		
	午前						金額	円			円		円		
	午後						その他								
	夜間														
減 免 決 定 通 知 欄 (規則第7条第1項第 号該当)					円				納付額		円				
備考															

※ 記入できない場合は、附表を添付すること。

(A4)

(条件)

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

様

陸前高田市長（指定管理者）



陸前高田市民文化会館使用不許可書

年 月 日付で申請のあった陸前高田市民文化会館の使用について不許可とした
ので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第 3 条の規定により、次のとおり通知します。

許可しない理由

（A 4）

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市（指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

様式第4号（第5条関係）

陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）申請書

年 月 日

陸前高田市長（指定管理者） 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話

年 月 日付けで許可の通知があった陸前高田市民文化会館の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更（使用の取止め）をしたいので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

許 可 番 号		第 号			
使用許可済日時		年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間・全日・時間			
変更の内容	使用目的				
	使用日時等				
	使用施設	使用料（利用料金）	施設		
	使器具		設備器具		
	用具		持込電気機器		
	特別の設備等		合 計		
変更（取止め）理由					
※使用料（利用料金）		既納額	変更後の額	過不足額	備 考
		円	円	円	

※ 印欄は記入しないでください。

（A4）

様式第5号（第5条関係）

陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）許可書

年 月 日

様

陸前高田市長（指定管理者）

印

年 月 日付けで申請のあった陸前高田市民文化会館の使用に関する許可事項の変更（使用の取止め）について許可したので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

許 可 番 号		第 号			
使用許可済日時		年 月 日（ 曜日） 午前・午後・夜間・全日・時間			
変更の内容	使用目的				
	使用日時等				
	使用施設		※使用料（利用料金）	施設	
	使器具	設備器具		設備器具	
	用具	持込電気機器		持込電気機器	
	特別の設備等			合 計	
変更（取止め）理由					
使 用 料 （ 利 用 料 金 ）		既 納 額 円	変更後の額 円	過 不 足 額 円	備 考

（A4）

様式第 6 号（第 5 条関係）

年 月 日

様

陸前高田市長（指定管理者）



陸前高田市民文化会館使用許可事項変更（取止め）不許可書

年 月 日付で申請のあった陸前高田市民文化会館の使用に関する許可事項の
変更（取止め）について不許可としたので、陸前高田市民文化会館条例施行規則第 5 条第 2 項の
規定により、次のとおり通知します。

許可しない理由

（A 4）

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市（指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

様式第 7 号（第 6 条関係）

年 月 日

様

陸前高田市長（指定管理者）印

陸前高田市民文化会館使用取消通知書

年 月 日付で通知した陸前高田市民文化会館の使用許可を取り消したので、
陸前高田市民文化会館条例施行規則第 6 条の規定により、次のとおり通知します。

許 可 番 号	第 号
使 用 許 可 申 請 年 月 日	年 月 日
使用料還付の状況	還付しない 還付する
事 由	陸前高田市民文化会館条例第 9 条第 1 項第 号による。

(A 4)

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、陸前高田市（指定管理者）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(A4)

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 5 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)